

「NO!監視」ニュース

第一九号

監視社会を拒否する会

共同代表 伊藤成彦・北野弘久・田島泰彦
福島 至・村井敏邦
連絡先 〒164-0012 東京都中野区本町 6-22-16-805
Tel 03-5328-0656 Fax 03-5328-0657



今年7月の洞爺湖サミットを前にして、法務省入国管理局は、日本の会議に参加しようとした韓国のNGOメンバーとドイツの活動家の入国を拒否しました(3月7日成田空港、3月10日小樽港)。イタリアの哲学者でパリ在住のアントニオ・ネ

「監視カメラ規制を考える」研究会(第17回 2007年9月12日) 国境管理体制の強化を目指す国際的な動き

海渡雄一 弁護士

グリ氏も実質上入国拒否しました(3月下旬)。昨年11月に改正入管法が施行されて全国27ヶ所の空港と126ヶ所の港で日本版US-VISITの運用がはじまりましたが、「サミット警備」の名のもとに、入国管理の強化が実際におこなわれています。

私たちは、昨年9月にこの日本版US-VISITの運用を前に問題点を究明しました。9月12日の「監視カメラ規制を考える」研究会において、海渡雄一弁護士に「国境管理体制の強化を目指す国際的な動き」というテーマで報告していただきました。

海渡弁護士は、【1】改正入管法、【2】「犯罪収益移転防止法」、【3】「警察総合捜査情報システムの最適化計画」、【4】日米の入管システムの構築を受注したアクセンチュア社をとりあ

げて、国境を超えた「情報の共有化」という視点から、その問題点を指摘しました。「国境を超えて移動する

者を潜在的犯罪者・テロリストとみなす国境管理―監視されているのは誰か」(『法律時報』2006年4月号)において、海渡弁護士は、各国の入管当局と捜査機関は国境を超えてデータベースを共有化するところまで行き着きかねない方向を強めていることを指摘し、「テロ対策」を名目にして、「国境を超えた人の移動に対する全面的な監視システム」が構築されつつあることについていちはやく警鐘を鳴らされました。

【1】改正入管法――国境を超えて移動する者すべてに対する監視の強化が狙い

改正入管法(2006年5月改正)

において、日本に入国する16歳以上の外国人（特別永住者を除く）は指紋と顔写真の提供が義務化されました。同時に、日本人は指紋を任意で提供・登録しておけば出入国が簡単になるとされるシステムが導入されました（「自動化ゲート」）。このことについて、海渡弁護士は、「日本に入国する外国人は必ず指紋と写真を採られるが、同様に、米国に入国する日本人も必ず指紋と写真を採られる。米国の入管当局のコンピュータに蓄積された日本人の指紋情報は、日本の入管当局から検索可能な状況になるのではないか」として、問題点を次のように提起しました。

①日本の入管システムの構築を受注したのはアクセンチュア社だが、2004年に米国のUS-VISITシステムを100億ドルで受注したのも同じアクセンチュア社である。日米両政府がアクセンチュア社が開発したシステムを導入したことによって、両国の入管当局の情報システムのITインフラは共通となった。日米の

システムは接続すれば情報を共有して運用できる段階になっている。（アクセンチュア社の本社はバミューダ島にあり、米企業「アーサー・アンダーセン」のコンサルティング部門をもとにしてできた企業。）

②日本の入管当局が、米国入管当局の保有しているデータを入手するとしたら、法的には外交ルートを通じてなんらかの要請をすることになる。しかし、包括的な同意のようなものを事前におこなっておけば、技術的には、パスワードさえ日本側に知らされていれば、日本でコンピュータの端末をたたいた途端に、米国に入国した日本人の指紋が全部検索できるのではないか。実際、法務省のHPをみると、国境を超えた米国と日本の入管システムの統合ということが書かれている。

③推測になるが、入管同士の協力が、警察同士の協力にまでひろげられれば、米国の入管当局が集めた日本人の指紋を日本の捜査当局が捜査に使えることにもなる。これが最終的な

目標であろう。そのためには法的にはかなりハードルはあるが、このことが既に密かにおこなわれているのではないかという危惧をもっている。

【2】「犯罪収益移転防止法」（2007年3月成立、2008年3月全面施行）

短期間に高額な現金の出し入れを繰り返すなどの「疑わしい取引」に関する情報はこれまで金融庁に届けられていました。ところが「犯罪収益移転防止法」が成立することによって、「疑わしい取引」に関する情報は、国家公安委員会・警察庁に届け出ることとされ、金融庁にあった「金融情報機関（FIU）」も警察庁に移管されました。この「犯罪収益移転防止法」について、海渡弁護士が指摘したのは次の点です。

①「犯罪収益移転防止法」には国家公

安委員会が国境を超えて情報を各国に提供できることが明記されている。(第12条1項)

② 「金融情報機関 (FIU Financial Intelligence Unit)」とは、銀行などから届けられるマネーロンダリング(資金洗浄)に関する情報を管理する政府機関のことであり、各国に設置されている。各国の「金融情報機関」は殆どが警察機関に所属しており、国境を超えて各国の「金融情報機関」をオンラインで結びそれぞれが保有するデータを共有化することが進んでいる。

③ さらに、各国の警察のデータベースへのアクセス権を与えるという形で、各国の警察が保有している一般の犯罪情報にいたるまでの国境を超えた情報の共有化が進んでいる可能性がある。

【3】「警察総合捜査情報システムの業務・システムの最適化計画」

「犯罪収益移転防止法」案の国会審

議過程において、届けられた「疑わしい取引」に関する情報が「金融情報機関」のデータベースに蓄積され、この情報が捜査機関に提供されることが問題になりました。これに関連して、海渡弁護士は、警察庁がデータベースの「最適化計画」を進めていることを紹介し、警察庁が保有している各データベースの仕様が統一化され情報の名寄せ・検索が可能となるシステムができあがりつつあることを、次のように指摘しました。

① 「警察総合捜査情報システムの業務・システムの最適化計画」(＊)が2007年2月に策定された。この更新された警察総合捜査情報システムによって、「金融情報機関」が得た「疑わしい取引」に関する情報はすべて名寄せされ、その上で、他の警察関係の犯歴情報、Nシステム(自動車ナンバー自動撮影システム)のデータベースなどとの間で横断的な検索がおこなわれ、特定人物のプロファイリングの作業がなされる可能

性がある。

② 従来の「レガシーシステム」のもとでは、各データベースの仕様が統一されておらずそれぞれ縦割りになっており、各データベースの情報を横断的に名寄せ・検索することは技術的には難しかった。このシステムの限界を打開しようとしたのが「最適化計画」である。この「最適化計画」は、警察庁だけでなく各府省において現在実施されている。技術をより発展させれば、後は政府が決定さえすれば、政府が保有する全てのデータベースが結びつけられ、政府のどの府省の端末からでもすべてのデータベースにアクセスすることが可能となる段階にいたっている。

(＊) 「警察総合捜査情報システムの業務・システムの最適化計画」(2007年2月19日決定 警察庁)

・「警察総合捜査情報システムは：蓄積された情報を迅速かつ高度に分析できるように抽出整理して提供することにより、第一線の捜査活動を支援

し、検挙の向上を図ることを目的として

・この警察総合捜査情報システムの「最適化」によって「各業務・システムの横断的な検索、部分一致検索、絞り込み検索、都道府県警察間の横断的な検索等を可能とするなど、検索機能の高度化を図る」

【4】情報の収集・管理の領域での「アメリカの植民地化」

さらに、海渡弁護士は、日米の入管システムで同じアクセンチュア社のソフトが使われていることについて次のように述べました。

①アクセンチュア社は出入国管理局システムの「刷新可能性調査」(2004年5880万円)を受注し、さらに、出入国管理局システムの「最適化計画」(2005年6月9492万円)を受注した。その三ヶ月後に「次世代出入国審査プロトタイプ

システムの実証実験・試行運用の運営」をわずか10万円で受注した。自らシステムを設計し、その実証実験を自ら落札したということ。

②アクセンチュア社が受注したのは、法務省関係だけでも、「警察総合情報管理システムのシステムテスト、導入等作業(法務省刑事局)」「次期登記情報システム開発に係わるプロジェクト統合管理支援業務(法務省民事局)」がある。いま日本政府は各府省で情報システムの「最適化計画」をすすめているが、これにアクセンチュア社がいかに関与しているかの全面的な調査が必要だ。日本政府の各府省のデータベースの基幹部門は米政府に売り渡されている状態にあると言ってもいい。

③日本政府は、「電子政府」「電子自治体」構想(「e-Japan 戦略」)にもとづいて、行政業務のオンライン化をすすめているが、米政府とアクセンチュア社が一体となって日本政府に「電子政府」構想を作らせたのではないかとさえ思ってしまう。

海渡弁護士は、各国間の情報の共有化について先の論文で「世界帝国化しつつあるアメリカと政治的、経済的融合を推し進めている日本は、このような統一のデータベースに真つ先に結合される可能性が高い」と書いたことを紹介し、「いまや、情報の収集・管理の領域でも、日本はアメリカの植民地のようになっている」と指摘しました。そして、「入管法の改正は、国境を超えて移動する者を潜在的な犯罪者、テロリストとみなして監視するシステムが、アメリカを中心にして世界的に作られようとしていることを示した」と述べ、海渡弁護士は、改正入管法の施行に反対することが必要だと訴えました。

☆☆☆☆☆☆☆☆

「監視カメラ規制を考える」研究会（第17回 2007年9月12日）

子どものＩＴ監視について

瀬下美和さん（ジャーナリスト）

第17回「監視カメラ規制を考える」研究会では、ジャーナリストの瀬下美和さんに「子どものＩＴ監視について」と題して、「子どもの安全のため」という名目で全国的に拡大している携帯電話やＩＣタグなどＩＴ機器を使った監視システムの現状と問題点について報告していただきました。

ＩＣタグを使った子どもの監視システムの拡大

まず、瀬下さんは子どもの監視のためのＩＴ機器を、3つのパターンに分けて概要と特徴を説明しました。

①子ども向けGPS（全地球測位システム）付き携帯電話

子どもにGPS機能の付いた携帯電話を持たせ、保護者がある位置や移動航跡をネット経由で携帯やパソコンの

画面で確認するシステム。保護者の判断で加入できるので人気だが、検索精度が低く電波の届きにくい建物の影や地下街等では対象をうまく捕捉できない。現状では気休め程度の効果しかない。2004年11月に発生した奈良県の女児誘拐殺人事件では、被害者はこのタイプの携帯を持っていたが子どもの居場所特定にGPSは役に立たなかった。また学校裏サイトや有害サイトなど子どもをめぐる犯罪の温床となりやすく、校内への持ち込みを禁じている学校が多い。幼児や小学校低学年の子どもには操作が難しい。

②ＩＣタグとメールを組み合わせた登下校管理システム

アンテナ付きのＩＣチップを内蔵したタグを子どもに持たせ、設置したリーダー／ライター（読み取り装置）に

子どもが近づくと自動認証して、いつでも通過したかを学校や保護者へメールで通知する。ＩＣタグのなかには固定の番号（ＩＤ番号）が記録されていて、そのデータをコンピュータに蓄積・管理・運用することで時間を遡って子どもの行動を追跡することもできる。ＩＣタグのなかでもアクティブ型と呼ばれる電池を内蔵するタイプは、つねに電波を出しつづけているので盗聴やなりすましの危険性がある。

③メールサービスや防犯（不審者）マップ

不審者情報、声かけ、ひったくり、痴漢といった軽微で、これまでは住民へ知らされてもこなかったような犯罪情報を警察や地方自治体がメールで住民に配信する。専用ホームページへアクセスすると、用意された地図にいつでも、どのような犯罪が起きたか詳細に紹介している。

どれも個人の行動を追跡、監視する仕組みとして大きな問題をはらんでいるが、なかでも高額な初期投資を伴う

②は「子どもの安心・安全」を名目に急伸する危険性がある。

国内でこのシステムの導入が始まったのは2004年。東京の立教小学校がICタグをランドセルに付けて校門の通過時刻を管理しはじめ、奇異なシステムとして話題となる。しかし2005年に子どもを狙った犯罪をマスクミが大きく報道した結果、「子どもを守れ」という世論を追い風に全国へ同様の仕組みが広がった。それに伴ってシステムも複雑化し、センサー技術や監視カメラと組み合わせたり、地域住民のパトロール活動と連動したもので登場している。

＝ 子どもの安全は守れるのか ＝

次に、利便性ばかりが好意的に紹介されているこうしたシステムについて、プライバシー擁護とセキュリティ上の危険という観点から疑問を呈しました。

「学校やメーカーはICタグの中には住所や氏名などの情報は入っていない

のでプライバシーの問題はないと説明していますが、固定ID番号を使っているのですから最終的には情報の持ち主である『個人』と、データベース上の情報との紐付けはできます。ザル法といっている個人情報保護法に違反していないから大丈夫だという説明はあまりにも無責任です。このままICタグが普及していけば、いずれ誰でもリーダー／ライター（読み取り機）を買えるようになるでしょう。機器さえあれば子どもの行動を追跡できるわけですから、誘拐犯やストーカーにとつては都合のいい便利な道具となりかねません」

さらに開発現場の技術者のあいだには「ICタグを使ってモノを管理することは問題ないが、ヒトの行動を追跡したり管理するのは倫理的にまずいのではないか」との声もあるが一般へは届きにくいことなどを語り、「子どもの安全といわれると保護者の方はあらゆるものを無批判的に受け入れてしまします。なるほど安心したい親御さんの気持ちには応えるでしょうが、IC

タグや携帯電話が子どもを守ってくれるわけではありません」と結論づけました。

＝ 不安をかきたてるシステム ＝

また、瀬下さんは警察が主導する防犯システムの実態についても明らかにしました。

「ANSINメールシステム（池田市）や安まちメール（大阪府警）など地方自治体や警察が防犯マップの作成や情報の共有化ということを熱心に言っています。その結果、不審者情報が真夜中に住民の携帯電話へメールで届くような事態になっています。『不審者がいました』『ひったくりがありました』といったものでも、頻繁に届けば誰もが不安になってきます。保護者や地域の防犯意識を向上する効果があると説明されていますが、どこまで本当なのでしょうか」

むしろ体感治安を悪化させ、曖昧で捉えどころのない不安を醸成するだけではないかとの分析を加え、さらに「初めは子どもは監視されることを嫌がっ

でも徐々に慣れてしまおうらしく、時間が経過すると何とも思わなくなるようです。保護者の大半は機械で子どもを監視することに半信半疑なのですが、いざ使ってみると自分のスケジュール管理がぐんと楽になるので手ばなせなくなり、やがて『もつと頻繁に子どもの様子をチェックしたい』『映像もみたい』と要求がエスカレートしていくのです」

いったん導入されると保護者たちが自覚のないまま、監視社会の進展を後押ししていく様子を指摘しました。

「子どもの安全」を名目にした国家によるＩＴ監視システムづくり

瀬下さんは「欧米ではＩＣタグを人間につけることの是非をめぐって激しい論争となり、大きな反対運動も起きていますが日本ではまったく異論が生まれません。効果の有無はもちろん、どんな弊害があるのかといった検証もない」と海外の事例を引きながら日本の状況に対する不満をもらしました。「社会不安の高まりを背景に政府もさまざま

まな事業を打ち出しています。たとえば総務省は2007年の補正予算に12億2千万円を計上し、全国16箇所で実験を行っています。けれど中身をみていくと巨額なコストが必要だったり、現行技術で可能なか不明なものすらあります。そうはいつても7月の参議院選挙では自民党と公明党の政党公約にも明記されています。このままでは新たな公共事業化するおそれはもちろん、世界でも例のないＩＴ技術を駆使した徹底した監視システムが誕生する恐れがあります」との危惧を強調しました。

【註】 ＩＣタグとは、RFID (Radio Frequency Identification) という技術を実装したもので、住基カードやSuicaなども同じ技術を使っている。そもそもは第二次世界大戦中に戦闘機の識別技術として開発され、その後、東西冷戦下のアメリカで核物質を厳密に管理する技術として研究開発がすすんだ。民間では物流部門における製品管理などに利用されており、アメリカでは国防総省が実用化の牽引役を担っている。バーコード

に代わる識別技術として国際的に期待をあつめる一方で、プライバシー擁護の立場から消費者団体が反対運動を展開している。

「犯罪防止」「テロの未然防止」の名の下に、商店街、駅、コンビニ、スーパーマーケットなど、あらゆる場所に監視カメラの設置が進められています。そして私たちが「NO!監視」ニュース第18号で暴き出してきたように、今や東京都と警視庁は、「3次元顔形状データベース(DB)自動照合システム」の試験運用を2010年度にも開始しようとしています。このシステムは、民間が街頭に設置した監視カメラの画像データを警視庁に送信し、このデータを警視庁のコンピュータに登録されている「指名手配犯やテロリストと疑われる人物」のデータと自動的に照合するというものです。このシステムが実用化されれば、警視庁のコンピュータに登録された特定の個人の行動は設置されている監視カメラ網の中でリアルタイムで監視されるの

です。まさに「人間Nシステム」です。警視庁に登録されるデータは、決して公表されません。指名手配者だけでなく、政府の政策に反対したり・戦争に反対する市民が登録されるにちがひありません。

このシステムは、一定の場所に設置された監視カメラによって撮影された不特定多数の人物の画像データを、登録された人物のデータと照合し特定するシステムですが、政府が今後普及させようとしているICタグを使った監視システムは、ICタグを装着した人物や車両を、あらゆる場所に読み取り機を設置してリアルタイムでいつ・どこにいるかを掌握するシステムです。これは、監視カメラシステムを補完し、国民監視をより強化することを狙ったものです。

現に全国初の民間刑務所「美祿社会復帰促進センター」（山口県美祿市）では、受刑者の上着にICタグを装着し・所内かぎつては受刑者を自由に行動させる代わりに、いたるところにICタグの情報を読みとるためのアン

テナを設置し、監視カメラと連動して受刑者の居場所を監視するシステムが導入されています（2007年5月）。これは、ICタグと監視カメラをリンクさせた国民監視システムづくりの実験という意味をもっているといえます。また、政府・国土交通省は、「ナンバープレート」の偽造防止「交通渋滞対策」を名目に自動車のナンバープレートに小型のICチップを埋め込み、道路に設置したリーダーで、その情報を読み取るシステムの実証実験を始めています（2001年1月）。このように政府は、ICタグと監視カメラをリンクした監視システムの実用化を追求しているのです。こうした、ICタグを活用した国民監視システムづくりの突破口が、「ICタグを使った子どもの登下校管理システム」ではないでしょうか。

カンパをお願いします

郵便振替

口座番号 00140・9・498989

口座名 監視社会を拒否する会

2006年に大阪府中央区で行われた実験のために、通学路上に設置された自動販売機一体型のICタグ・リーダー。「ユビキタス街角見守りロボット」と名づけられ、カメラ、スピーカー、赤色回転灯を備え、子どもの危険を察知すると光りと音で周辺地域住民へ告知する。

自動販売機の前面に貼られたステッカー

